



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下さい！ [hoshikawa@gyosei.or.jp](mailto:hoshikawa@gyosei.or.jp)  
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414  
TEL 047-322-5239

## 事務所通信・スターダスト 2014年1月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

### 1 通信送付のご挨拶

極寒の候ではございますが、貴社ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

年末まであと数日という差し迫った今本紙を編集しています。平成25年やりきれたこと、やりきれなかったそれぞれありますが、充実した年になったことには間違いのないと思っています。ひとえに皆様のご協力をいただけたからです。平成26年は業務に一層邁進し、本格的な事務所体制づくりに着手します。引き続き厚いご支援をよろしく願いいたします。

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



### 2 近況のお知らせ

#### (1) MF（千葉）交歓会第4回を開催しました。

13日午後3時半より、船橋ゆうゆうパソコン教室において、花とビジネスパーソンの集うMF交歓会を開催しました。今回の内容は、自分がいまの仕事をなぜしているのか、どうやったらうまく相手に伝わるか、自分を見つめなおす良い機会になる貴重なセッションを行いました。来年も本会を定期的で開催していくこととなっています。



#### (2) 「市川市災害ボランティアセンター」立ちあげ・運営の訓練に参加しました

11月30日、市川市社会福祉協議会において、「平成25年度災害ボランティアセンター立ちあげ・運営訓練」に市川商工会議所青年部として参加してまいりました。午前中にボランティアセンターの立ちあげを行い、午後から勉強会及びボランティア受入れ訓練、ボランティア体験を行いました。いざという時に役立つ貴重な体験ができました。



#### (3) 行政書士登録4年目になりました

12月1日、私が行政書士登録を完了してから丸3年。4年目に突入しました。許認可申請の数は正確には数えていませんが、数百回、50種類以上の許認可申請をしました。しかし、行政書士の仕事は奥が深くまだまだ未経験の分野もあります。引き続き初心を忘れずにやっていきたいと思っております。

来年は運輸交通分野を含めた新たな分野にチャレンジしたいと思っています。業務の合間を縫って、そのための研修受講、勉強を現在やっております。プロフェッショナルとしてより頼りがいのある対応をし、生きた情報をご提供できることが、私行政書士星川清房の使命です。

国民の利便性に資するようという行政書士法の目的を念頭に置きながら、今後、皆様のお役により立てよう頑張りたいと思っております。よろしく願いいたします。

### 3 業務インフォメーション

#### 1) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限に近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。



#### 2) トラブル防止のために必須！契約書作成を当事務所にご依頼下さい

個人でお店、サロン、事務所等を営むみなさま、取引先や業務提携先ときちんと文書にした契約を結んでいますでしょうか。当事務所では各種サービスに応じ柔軟にカスタマイズをした「各種契約書」を1通¥5,000（税別）から（※内容等により異なります）作成しております。ご相談ございましたら、いつでも出張してお伺いいたします。お気軽にまずはお問い合わせください。

#### 3) 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針について

平成 25 年 10 月より、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請事案の処理方針についての細部取り扱いが下記のように変わりました。



##### ○ 資金計画について

・自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか、処分権者の判断により預貯金以外の流動資産も含めることができる。

・預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明の写しをもって確認する。

・預貯金以外の流動資産については、申請日時点の見込み貸借対照表をもって確認するものとする。

##### ○ 損害賠償能力

・加入すべき任意保険は、原則として、被害者1名につき保険金の限度額は無制限とする。

あらたな要件のもと貨物自動車運送事業の許可を取りたい方はご注意ください。ご相談などございましたら当事務所までお問い合わせください。

#### 4) 古物商営業許可ならお任せ下さい！



当事務所では、本年、千葉県、東京都、神奈川県で古物商の営業許可の取得を、法人、個人にわたり多数ご依頼いただき、もれなく許可を取得させていただきました。古物商営業許可は各県警によって、必要書類や書類提出の注意点があり、それらを踏まえて、迅速丁寧な対応をさせていただきます。所轄警察によって対応が異なることもございます。

古物商は、ご商売をされる多くの方が関わってくる許可であり、いざというときにとっておくとよい場合があります。買取、下取ができるというのも付加価値です。古物商の許可は、更新がありません（会社の役員、場所等が変更になった場合届出が必要です）。一度取得すれば煩わしくない許可ともいえるでしょう。少し話を聞いてみたいと感じたら、気軽にご連絡ください。よろしくお願いたします。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239